

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見）

生涯学習振興課

1 概 要

令和8年第1回沖縄県議会に知事が提出した議案「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和8年2月2日に沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

2 「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」案の概要

【議案提出の理由】

青少年の家の施設の利用料金の基準額の適正化を図るほか、附属設備の利用料金の基準額を定める等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 施設の利用料金の基準の適正化を図る。（別表第1関係）
- 2 附属設備の利用料金の基準額を定める。（別表第2関係）
- 3 その他所要の改正を行う。（第15条関係）
- 4 この条例は、令和8年7月1日から施行する。（附則）

令和8年第2回教育委員会会議 報告事項（9）

【説明】

【現基準額】

区分		単位・基準額
宿泊室	児童・生徒	1人1泊につき 320円
	一般・学生	1人1泊につき 630円
キャンプ場	児童・生徒	1人1泊につき 150円
	一般・学生	1人1泊につき 260円
研修室及び 及び訓練室	児童・生徒	1室1時間につき 150円
	一般・学生	1室1時間につき 370円
プレイホール	児童・生徒	1時間につき 370円
	一般・学生	1時間につき 730円

※児童・生徒及びその引率者が教育課程に基づく教育活動として利用する場合、施設利用料金は免除。

※各施設の利用料金は、基準額の70%～130%の範囲内で指定管理者が定める。

【新基準額(案)】

施設利用料金

区分		単位・基準額
宿泊室	児童・生徒	1人1泊につき 480円
	一般・学生	1人1泊につき 940円
キャンプ場	児童・生徒	1人1泊につき 220円
	一般・学生	1人1泊につき 390円
研修室等(小)	児童・生徒	1室1時間につき 120円
	一般・学生	1室1時間につき 240円
研修室等(中)	児童・生徒	1室1時間につき 240円
	一般・学生	1室1時間につき 490円
研修室等(大)	児童・生徒	1室1時間につき 480円
	一般・学生	1室1時間につき 980円
プレイホール及び 体育館	児童・生徒	1時間につき 550円
広場	児童・生徒	1面1時間につき 250円
	一般・学生	1面1時間につき 510円
シャワー室		1回 100円

附属設備利用料金

区分	基準額
音響映像器具	250円以内で教育委員会規則で定める額
冷房設備	510円以内で教育委員会規則で定める額

3 臨時代理した意見の内容

議案「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、青少年の家の施設の利用料金の適正化等を図るものであることから、異議がない旨を回答した。